

令和7年度静岡県特定最低賃金の審議・決定状況

件名	改正前 (円)	改正後 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	発効日	専門部会結審状況			本審状況
						部会回数	結審月日	採決状況	
鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	1,057	1,117	60	5.68%	12月21日	3	10月22日	全会一致	令第6条第5項適用
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	1,073	1,133	60	5.59%		3	10月21日	全会一致	令第6条第5項適用
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,042				必要性ありとの結論に至らず、改正審議されず。 なお、令和7年11月1日以降は静岡県最低賃金(時間額1,097円)が適用となる。				